

7 生活保護費及び児童扶養手当給付費国庫負担率について

(厚生労働省)

生活費保護制度につきましては、憲法第25条が保障する生存権の最後の拠り所として機能している制度であり、生活保護法第1条で国の責務が明確に規定されております。したがって、その財源については国が義務的に負担すべきものであります。

生活保護を取り巻く状況につきましては、長引く不況による厳しい雇用情勢等の社会経済状況を反映し、全国的な傾向と同様に、本市においても、保護率が増加しており、これに伴い生活保護費予算額は、年々増加しているところであります。

また、児童扶養手当制度については、離婚が増加する中、母子家庭の自立生活に向けた大きな柱として機能しているところです。

このような状況の中、「三位一体改革」の名のもとに、昨年11月両負担金の国庫負担率を4分の3から3分の2とする削減方針が厚生労働省から突如示されました。この削減方針に対して、各自治体からの強い要望もあり、平成16年度からの実施については見送られましたが、平成17年度に向けて検討されていると聞き及んでいます。

両負担金の国庫負担率の引下げは、国の社会福祉制度の責任の放棄に繋がるとともに、自治体の財政負担の増加をもたらすものであり、到底受け入れられないものであります。

とりわけ財政状況が極めて厳しい本市においては、深刻な影響を受けることから、平成17年度以降においても、国庫負担率の引下げは行われないうよう強く要望するものであります。

要望事項

- 1 生活保護費負担金の国庫負担率の引き下げの中止
- 2 児童扶養手当給付費負担金の国庫負担率の引き下げの中止

主な要望先：厚生労働省（社会・援護局保護課、雇川均等・児童家庭局家庭福祉課）

本件に関する連絡先：保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課長 山内 浩 TEL075-222-3371

保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課長 岩佐仁己 TEL075-251-2380

<参考>

1 保護率の推移 (%)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
京 都 市	19.5	19.7 (1.0%)	20.2 (2.5%)	21.1 (4.5%)	22.7 (7.6%)
全 国	7.5	7.9 (5.3%)	8.4 (6.3%)	9.0 (7.1%)	9.8 (8.9%)
指定都市平均	12.8	13.6 (6.3%)	14.6 (7.4%)	15.6 (6.8%)	17.0 (9.0%)

※ () 内は、対前年度伸び率。

2 本市当初予算の推移 (百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
生 活 保 護 費	51,000	51,000	52,900	56,440	61,760
児童扶養手当費	-	-	1,926	5,711	6,013
一般会計予算	717,992	687,428	649,428	646,770	655,227
歳出に占める保護費の割合	7.1%	7.4%	8.1%	8.7%	9.4%

3 国庫負担率削減が本市に及ぼす影響

(1) 生活保護費 (16年度当初予算ベース約618億円で試算)

国 庫 負 担 率	3 / 4 (現行)	2 / 3
国 庫 負 担 額	462.0億円	410.7億円
一 般 財 源	154.0億円	205.3億円
雑 入	2.0億円	2.0億円
本 市 影 響 額	-	51.3億円負担増

(2) 児童扶養手当費 (16年度当初予算ベース約60億円で試算)

国 庫 負 担 率	3 / 4 (現行)	2 / 3
国 庫 負 担 額	45.0億円	40.0億円
一 般 財 源	15.0億円	20.0億円
本 市 影 響 額	-	5.0億円負担増

4 自主財源の割合の推移 (当初予算) (百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
自 主 財 源	381,754 (53.2%)	384,082 (55.9%)	340,531 (52.5%)	326,294 (50.4%)	329,670 (50.3%)
依 存 財 源	256,028 (35.6%)	247,665 (36.0%)	237,256 (36.5%)	235,803 (36.5%)	240,396 (36.7%)
市 債	80,210 (11.2%)	55,681 (8.1%)	71,641 (11.0%)	84,673 (13.1%)	85,161 (13.0%)